

# 施策評価の基本的な考え方②（評価対象及び評価手法の検討）

## 1 エイズ予防指針に基づく施策評価

（第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携）

### 一 施策の評価

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。

また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、NGO等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。

### 1 地方公共団体の施策に対する評価

- ①正しい知識の普及啓発  
→個別施策層に対する普及啓発等
- ②保健所等における検査・相談体制の充実  
→検査計画（夜間休日等の検査体制、年間受診目標等）
- ③医療提供体制の確保等  
→中核拠点病院の設置等

### 2 国及び地方公共団体の施策に対するモニタリング

- 指針に基づく施策の実施状況の把握及び情報提供（関係省庁含む）

### 3 感染者・患者の数が全国水準より多い地域に対する技術的助言等

- 重点都道府県等の選定とその評価

## 2 補助金等の執行に関する費用対効果の検証

### ○特定感染症検査等事業

地方公共団体に対する補助金（補助率：1/2）

地方公共団体が行う検査・相談の費用対効果

### ○エイズ対策促進事業

地方公共団体に対する補助金（補助率：1/2）

地方公共団体が行う普及啓発及び教育に関する費用対効果

### ○エイズ予防対策事業

（財）エイズ予防財団に対する委託費  
（補助率：10/10）

委託事業全般に関する費用対効果

## 3 施策の実施状況等の報告、評価及び評価結果の報告、検証等

### ①エイズ施策評価検討会

### ②エイズ動向委員会

### ③重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会

### ④関係省庁間連絡会議

### ①施策の包括的評価

②エイズ施策評価検討会における進捗状況等の報告等

③重点都道府県等に対する情報提供及び技術的支援等

④関係省庁における施策実施状況の把握及び情報交換等